

ひたちなか市教育委員会会議録

| 平成28年 第13回 ひたちなか市教育委員会12月定例会 会議録 | | | | | |
|----------------------------------|----------------|-------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成28年12月22日 | | 開会 午前10時00分 | | 閉会 午前10時50分 | |
| ○場 所 | 本庁第3分庁舎 防災会議室2 | | | | |
| ○出席委員 | 教育長 木下 正善 | 委 員 小田島 俊夫 | 委 員 石田 厚子 | 委 員 西野 信弘 | 委 員 白石 愛子 |
| ○欠席委員 | | | | | |
| ○会議に出席 した構成員 | 補 職 名 | | | 氏 名 | 出・欠 |
| | 教育次長 | | | 根本 宣好 | 出席 |
| | 総務課長 | | | 湯浅 博人 | 出席 |
| | 参事（教育担当） | | | 橋本 清文 | 出席 |
| | 参事兼指導課長 | | | 関口 拓生 | 出席 |
| | 施設整備課長 | | | 澤島 恵一 | 出席 |
| | 学務課長 | | | 箱崎 勝子 | 出席 |
| | 青少年課長 | | | 堀江 貴美代 | 出席 |
| | 中央図書館長 | | | 笹沼 義孝 | 出席 |
| | ○事務局員 | 総務課係長 | | | 狩谷 智則 |
| 総務課主幹 | | | 黒澤 一彦 | 出席 | |
| ○議 事 | | | | | |
| 1 議案 | 議案第22号 | ひたちなか市立小中学校障害児介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定について【公開】 | | | |
| | 議案第23号 | ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について【公開】 | | | |
| 2 その他 | (1) | 12月定例市議会における教育委員会関係一般質問について【公開】 | | | |
| | (1) | 平成28年度教育振興大会について【公開】 | | | |
| | (2) | 平成29年教育委員会会議開催日程計画（案）について【公開】 | | | |

平成28年第13回ひたちなか市
教育委員会12月定例会会議録

開会 10:00

教育長 (開会宣言)

議案第22号 ひたちなか市立小中学校障害児介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定について

指導課長 ひたちなか市立小中学校障害児介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定について、ご説明いたします。

改正理由としまして、教育委員会は、必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童又は生徒（以下「対象児童生徒」という。）が在籍する学級に介助員を配置していますが、介助員を学校介助員と称することが定着していることから、今般、実態にあわせて、介助員を学校介助員に改める改正と、文言の整理等所要の改正を行おうとするものです。あわせて、教育的配慮から特に介助の必要があると認められる対象児童生徒が在籍する学級にも学校介助員を配置することができるよう対象児童生徒の範囲を拡大しています。因みに、学校介助員の任期、勤務態様、退職及び服務については、ひたちなか市嘱託職員任用管理規程に規定されており重複することから、本要綱から削除しております。

改正する主な箇所としまして、まず題名をこれまでの「ひたちなか市立小中学校障害児介助員設置要綱」を「ひたちなか市学校介助員設置要綱」に改めます。また、第1条中の「肢体不自由又は情緒障害の児童生徒」を「教育上特別の支援を必要とする児童又は生徒」に改めます。第2条の介助員配置の規定については、これまで介助員は教育支援委員会で判定を受けた児童生徒のうち加配が必要な児童生徒又はその学級に配置していましたが、その辺りを整理しまして、次のように改めました。

(配置基準)

第2条 教育委員会は、学校長が必要とするときは、次に掲げる対象児童生徒の在籍する学級に学校介助員を配置するものとする。

(1) ひたちなか市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）

において、特別支援学校への就学が適当であると判定を受けた対象児童生徒のうち、保護者が小中学校に就学を希望したことにより小中学校に在籍する対象児童生徒

(2) 教育支援委員会において、特別支援学級に在籍することが適当であると判定を受けた対象児童生徒

(3) その他教育的な配慮から特に介助の必要があると認められる対象児童生徒

全体的な配置基準としてはこのように規定しましたが、これまでどおり1対1の対応もできるよう運用していきたいと考えております。このほか、これまで任期、勤務態様、退職、服務について第5条から第8条までで規定していましたが、こちらについては、第5条として、「この要綱に定めるもののほか、学校介助員の任用及び就業については、ひたちなか市嘱託職員任用管理規程の例による」という形に改めております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案22号 ひたちなか市立小中学校障害児介助員設置要綱の一部を改正する訓令制定について、は全員一致で承認されました。

議案第23号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要項の一部を改正する告示制定について

青少年課長

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要項の一部を改正する告示制定について、ご説明いたします。

改正理由としましては、現在、県民の日に学童クラブを開設していませんが、多くの保護者等から、就業のため学童クラブの開設を要望されていることから、保護者等の利便性に資するよう、今般、本要綱に規定する学童クラブの開設日等について、所要の改正を行おうとするものです。

改正する主な箇所としまして、第4条第1項第2号中の学童クラブの開設日として、新たに「県民の日を定める条例に規定する県民の日」を加えるとともに、同条第2項において学童クラブの休日としていた県民の日を削除いたしました。また、様式第1号の学童クラブ入会申込書については、緊急連絡先の欄に緊急メールアドレスを加えるとともに、週当たりの利用希望日数の記入欄を新たに設けました。様式第2号の雇用(予定)証明書についても、就労年月日や勤務先の名称の記入欄を設けたほか、雇用形態の欄に契約社員やアルバイト、派遣社員等の確認欄を設けております。

【質疑、意見等】

- 小田島委員 県民の日も開設するというのですが、県民の日も預けたい、といった希望はかなりあったのですか。また、これから県民の日も開設するにあたって、支援員の方の手当などは大丈夫ですか。
- 青少年課長 県民の日について、今年度は日曜だったので保護者の方への影響は出なかったのですが、来年度は月曜になりますので、会社を休むことが難しい保護者にとっては子供を預ける先がないことから、県民の日も学童クラブを開設してほしい、という要望は多くあります。要望のあった件数は正確に把握しておりませんが、学童クラブの入会申し込みに来られた保護者の方から「県民の日もやっていただけますか」と聞かれることもよくあります。また、支援員の手当についてですが、現在有償ボランティアとして勤務いただいておりますが、来年度以降、県民の日を含めた日数で勤務していただけるよう対処してまいります。
- 西野委員 県民の日に学童クラブを開設している市町村は、茨城県内でどのくらいありますか。
- 青少年課長 正確に把握しておりませんが、ほとんどの市町村では県民の日も開設していて、このほか民間学童クラブでも開設しています。

- * 議案23号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要項の一部を改正する告示制定について、は全員一致で承認されました。

その他（1）12月定例市議会における教育委員会関係一般質問等について

- 教育次長 12月定例市議会における教育委員会関係質問等について、ご報告いたします。12月定例市議会においては、11人の議員からそれぞれ一般質問があり、このうち教育行政に関して7人の議員から質問がありました。

① 岩本議員からの質問

中央図書館についてのご質問でした。質問の内容としては、平成27年に図書館協議会から「図書館のあり方等について」の答申がされ、その答申の中には改善業務あるいは施設等の改善についての提案も入っていましたが、この提案を受けて当面どのような改善がされたか、あるいは今後どのような進め方がされるのか、といったご質問でありました。

改善されたものとしましては、赤ちゃんルームの設置や、Wi-Fiによる無線LANの設置、図書館のホームページの更新などです。今後につきましては、主に建替えでございますが、現在市内部に新中央図書館整備検討委員会を

今年度立ち上げており、その中で現在の状況として、課題の整理と今後建替えをするにあたって、そこに求められる機能あるいは役割等を検討している、という答弁をしたところです。

② 山形議員からの質問

市が検討している「公立幼稚園の役割・あり方」について問う、ということでご質問があり、質問の趣旨としては、公立幼稚園の役割をもう一度見直して再編せずに現行どおりの運営を継続してほしい、ということでした。ここで再編という言葉が使われていますが、現在これは市の総合計画にも位置付けておりますし、行財政改革大綱の中でも位置付けておりますけれども、教育委員会では現在、公立幼稚園を再編するための計画の検討に入っているところでございます。

答弁といたしましては、現在の園児数が減少している状況と特別な支援を必要とする園児が増えていることなどの現状を踏まえまして、新たに公立幼稚園が果たすべき役割を明確にする、という観点から幼児教育の拠点となる園の設置を目指すため、公立幼稚園の再編を早急に取り組むというような答弁をしたところです。

③ 宇田議員からの質問

「就学援助制度のさらなる充実のために」という項目の中の1つ目として、さらなる周知徹底について、でございますが、これは各学校に年度当初に就学援助制度の案内文書を配布しているところでありますが、より具体的でわかりやすい記載にしてほしい、という趣旨のご質問でした。教育委員会といたしましても、もとより具体的でわかりやすい記載に努め、さらに周知徹底を図る旨の答弁をいたしました。

2つ目は民生委員の訪問・調査の廃止についてご質問がありました。これは現在、就学援助制度の認定にあたって民生委員から意見書をいただいておりますけれども、それを廃止してはどうか、という趣旨のご質問でしたが、教育委員会としましては、引き続き適正な認定のためにも民生委員の意見を参考にしていく旨の考えを述べたところです。

3つ目は入学準備金の入学前支給についてご質問がありました。就学援助制度の中でも入学のための費用の計算はできるのでありますが、年度ごとのくりであることから、入学後の支給となっております。ただ、県外の市町村では年度が始まる前に入学準備金として支給をしているところもありますので、それらをよく調査してまいりたい、という答弁をいたしました。

4つ目の援助費目の拡充について、これはクラブ活動費やPTA会費等についても支給の対象にしてほしい、という趣旨のご質問でした。これに対しましては、支給に向けて検討してまいる旨の答弁をしたところです。

④ 大内健寿議員からの質問

「教育行政について」という項目において、学校給食への魚食の普及について、学校防災教育について、という2点にわたるご質問がありました。

1点目の学校給食への魚食の普及については、9月定例会においても質問がございましたけれども、現在行われているサンマのつみれ汁や、サケの塩焼きなど現在取り入れていますメニュー等の紹介をしながら、漁協など関係機関と調整しながら、なるべく多くの魚が給食の献立に取り入れられるよう努めてまいる、という答弁をしたところです。さらに2つ目の学校防災教育につきましては、自らの命を守り抜くために、主体的に行動する態度を身に付けさせることが必要であるので、学校を取り巻く地域の実態や、学年や発達段階に配慮しながら、主体的に行動する態度の育成を図る、という観点から現在各学校で指導している旨の説明をしたところです。

⑤ 海野議員からの質問

多岐にわたるご質問がありましたが、大きく分けて4点の内容になります。

1点目は「暴力のない学校づくりについて」ですが、内容としましては、暴力のない学校づくりに対する教育長の認識について、平成27年度の暴力行為の4形態（生徒間暴力、対教師暴力、器物破損、対人暴力）の発生状況と対応について、学校危機管理マニュアルの見直し・活用と職員研修についての3点でございましたが、教育長の認識を述べたうえで暴力行為に関する現状についてご説明をしたところです。

2点目は「スクールソーシャルワーカー（SSW）について」であります。これは現在県が取り組んでいる事業でございまして、質問内容としましては、スクールソーシャルワーカーに対する教育長の認識について、スクールソーシャルワーカーの配置と各中学校区等への派遣について、スクールソーシャルワーカーの理解や認識を図る研修会の開催についてのお尋ねでした。これに対しまして、教育長の認識を述べたうえで、県事業ではございますけれどもスクールソーシャルワーカーについて派遣状況（昨年度は2件）を説明するとともに、スクールソーシャルワーカーの理解や認識を図るための研修会に取り組んでいる旨を答弁したところです。

3点目の「全国学力・学習状況調査について」ですが、質問内容としまして全国学力・学習調査の結果と課題及び結果を踏まえた学力向上策について、「家庭学習の習慣づけ」と「家庭学習の指導」の徹底・充実について、市町村別・学校別成績等の開示請求に対する対応と基本方針についてのご質問でした。これに対しまして、現在の状況を踏まえた学力向上策の取り組みや家庭学習の状況について説明いたしました。また、開示請求に対する対応と基本方針については、開示したことにより数字だけが独り歩きしてしまったり、学校の序列

化，過度な競争を招く恐れがあることから，数値的な結果など調査結果の公表は行っていない旨の答弁をしたところです。

4点目の「次期学習指導要領について」は，次期学習指導要領の理念と基本方針について，次期学習指導要領改定のポイントについてのご質問でしたが，これは国においてこれから全面的に実施される予定になっておりまして，市教育委員会といたしましても，今後，教職員が一体となって次期学習指導要領に沿って，学校教育を推進してまいらる旨の答弁をしたところです。

⑥ 鈴木道生議員からの質問

「小中一貫教育について」のご質問であります，これはご承知のように平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区における小中一貫校の設置に向け準備をしているところであり，新年度から事業が本格的になる予定でございます。これらの状況を踏まえて，全市的に小中一貫あるいは小中連携の導入など市内の各小中学校の教育のあり方も変わるのか，という観点からのご質問がありました。

（平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区における）統合校につきましては，小規模化が進む地区においてのクラス編成が，1クラスではなく2クラス以上の学級規模を確保する観点から，小中一貫教育を推進する構想をもって地元と協議をした結果，地域の皆様方からのご協力，ご理解をいただいたので，統合校整備等推進委員会の中で検討に入っているところです。併せて，6・3制をどのような方針で臨むのか，というご質問もありましたが，これにつきましても統合校整備等推進委員会の中で十分検討してまいらる旨の答弁をいたしました。なお，小中一貫あるいは小中連携の導入につきましても，小中連携を進める予定であります，ここに小中一貫校を設置した後，得られます知見等を踏まえて対応していく，という答弁をいたしました。

⑥ 雨澤議員からの質問

「いじめ対策について」の項目のうち，1点目はいじめの現状について，2点目はいじめ防止の取り組みについてご質問がありました。

1点目は，いじめの認知件数として昨年度は小学校で217件，中学校で72件あり，今年度（10月現在）は小学校で172件，中学校で88件となっている現状について説明いたしました。2点目のいじめ防止の取り組みについては，まず学校でいじめがあった時は，いじめた側・いじめられた側双方の児童生徒に寄り添った支援を行うこと，併せて人権教育として人権擁護委員が行う人権教室の実施，児童生徒が自主的にいじめ問題を考え取り組む「笑顔サミット」などの状況について説明いたしました。全ての児童生徒が安心して楽しい学校生活がおくれるように教育委員会・学校が一丸となって，引き続きいじめ防止に向けて取り組んでまいらる，という答弁をしたところです。

【質疑、意見等】

- 石田委員 幼稚園の再編について早急に取り組むということでしたが、今募集をかけている段階から始めるということですか、それとも、もっと先ということですか。
- 教育次長 今のところまだ再編する計画が決まったわけではなく構想の段階にすぎませんが、平成32年度までに再編を進めていきたい、という考えはもっています。ですので、来年度の募集は通常どおりですが、その後順次進めていきたいと考えています。
- 小田島委員 (宇田議員から質問のあった) 民生委員による訪問調査の廃止については、プライバシーにかかわる微妙なところでしょうけど、法的には何か根拠規定などがあるのですか。
- 教育次長 これは、平成17年に小泉内閣の下で行われた三位一体改革という行政改革がございまして、この中で国が市に対する補助金を減らすという内容の法律として、就学困難児童及び生徒にかかわる就学援助についての国の援助に関する法律施行令というのがありまして、これによって国から市に出す補助金が止められたところでした。同施行令に伴って、民生委員の立場としては国から任命されておりますので、市への補助金を止めた段階で、民生委員もそこに携わらなくてもよい、というふうになりました。しかしながら、市内の実情をすべからくご存じでこういった市の福祉的な施策の中においては、市と住民の方々をつなぐパイプ役という役割は全く変わりございませんので、市行政から見ますと民生委員の役割・立場は同じである、という考え方から、今申しましたように、きちんと民生委員の意見を十分参考にさせていただいて、この制度についての実施にあたりたい、という考えでございます。
- 小田島委員 それから、入学準備金の入学前支給ということですが、貧困家庭というか例えば母子家庭で本当に生活困窮している家庭の中では、制服や指定のジャージ等を揃えるための負担が非常に大きくなっている、ということも全国的に報じられているわけです。入学前支給というふうなことが可能であれば、是非そういう形にした方が貧困家庭にとっては助かるのではないかと、という感想を持ちました。
- 教育次長 確かに現在ですと、新しい年度にかわって入学して、それから申請があつてから審査をして、大体支給されるのが6月から7月にかけて、という状況です。やはりそれだと入学に間に合わないのです、この就学支援制度の中で対応できないか、ということだと思っておりますが、県内では入学前支給に取り組んでいる市町村はございませんけども、県外では若干行っている例も見られるところです。ですので、こういった事例をまずは把握して、どういうやり方が有効なのか調査していきたいと思っております。
- 小田島委員 (海野議員から質問のあった) 暴力のない学校づくりに対する取組みという

ことですが、これは何か前提というか、実際に現在市内の学校で暴力がある、という意識からでの質問だったのですか。

教育次長 暴力事件があってはいけない、ということは念頭にあるだろうと思います。暴力事件には、生徒間暴力、対教師暴力、器物破損、対人暴力という4つの形態がありますが、昨年度は中学校では生徒間暴力が5件、器物破損が14件、対教師暴力と対人暴力はともに0件という状況でした。海野議員の質問の意図としては、やはり実際にこういう事件があるから、学校現場において暴力事件が起きるとすることは非常に悲しいことになるので、そうならないように、というお考えからのご質問でした。

その他（2）平成28年度教育振興大会について

総務課長 平成28年度教育振興大会について、ご説明いたします。今年度につきましては、平成29年2月9日、市文化会館大ホールにおいて開催を予定しております。

本大会の趣旨としましては、学校教育の一層の充実、家庭や地域との緊密な連携による教育力の向上を目的として、児童生徒、教職員等の業績の顕彰、学校活動に関する情報の周知、啓発など、ひたちなか市教育の振興に資する行事を実施し、本市教育の発展を図ろうとするものでございます。

実施内容としましては、午後2時10分から開会のことば、国歌斉唱、「ひたちなか市教育の憲章」「ひたちなか市教育の目標」唱和の順で行い、主催者代表あいさつは教育長からあいさつ、来賓祝辞は市長、市議会議長より祝辞をいただきます。来賓紹介の後、表彰状・感謝状の贈呈を行います。ここでは、教育に関する調査研究部門、スポーツ活動部門、芸術文化部門、善行活動部門、ボランティア活動部門などの各部門に分かれ、児童生徒や教職員、一般の方々の表彰を行います。

続いて、受賞者代表あいさつの後、10分間の休憩を挟みまして、活動紹介を行います。内容としまして、いじめをなくし学校中に笑顔がひろがる取り組みである「笑顔プロジェクト」について、佐野小学校の子どもたちによる発表が行われます。

その後、学校紹介「特色ある学校活動の取り組み」としまして、まず勝倉小学校では「みんなに見せよう！」と題しまして、子どもたちによる学校紹介及び勝倉ソーランのダンスを予定しています。また、那珂湊第二小学校では、「笑顔いっぱい二小っ子」と題しまして、子どもたちによる学校紹介と伝統芸能であります茨城大漁節の演奏等を予定しております。終了時間は午後4時20分を予定しております。以上のような日程で、教育振興大会を開

催してまいります。

【質疑，意見等】

特になし

その他（３）平成２９年教育委員会会議開催日程計画（案）について

事務局 平成２９年の教育委員会会議の開催日程案について，ご説明いたします。

次回の１月定例会は１月２５日（水）午前１０時から，場所は市役所となっております。毎月の定例会開催日は，原則第２水曜日としておりますが，祝日のある月は日程を調整しております。また，開催場所については，できるだけ９中学校区でバランスよく開催できるよう配慮しております。３月，６月，９月，１２月定例会については，議会開催により日程が変更になる場合もありますが，その際は事前に通知いたします。また，臨時会についても開催の都度連絡いたします。

【質疑，意見等】

特になし

教育長 （閉会宣言）

閉会 １０：５０